

福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：東北大学星の子保育園		種別：保育所	
代表者氏名：施設長（園長）伊藤留美子		定員（利用人数）： 120（ 80）名	
所在地：宮城県仙台市青葉区八幡1丁目 8-5			
TEL：022-302-6771		ホームページ： http://www.hosp.tohoku.ac.jp/hoshinoko/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日： 2018年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：東北大学病院 （運営委託先：アートチャイルドケア株式会社）			
職員数	常勤職員：	15名	非常勤職員 11名
専門職員	園長	1名	保育士 6名
	主任保育士	1名	看護師 1名
	保育士	12名	栄養士 3名
	栄養士	1名	事務員 1名
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室・ほふく室・保育室5 ・調乳室・遊戯室（ホール） ・医務室・事務室・相談室兼面談室 ・洗濯室・更衣室兼休憩室・厨房 		<ul style="list-style-type: none"> ・沐浴コーナー・シャワー室 ・多目的トイレ3・幼児用トイレ12 ・図書コーナー・検収室・倉庫 ・園庭・外部トイレ・外部倉庫

② 理念・基本方針

保育理念～「自分らしく」生きていくことのできる子どもを～
 子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育み、
 何を学ぶかよりも、どう学ぶかを考える子どもを育てたい

保育目標

そんな子どもたちを育てていくため「安心と安全を前提に

- ★睡眠と生活リズムを整える事目指して保育を展開していきます
- ★一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます
- ★子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます

③ 施設・事業所の特徴的な取組

当園は、平成29年4月に企業主導型事業における環境の中、積極的に地域行事に参加して交流を図るとともに、地域の保育園かつ社会資源の役割を担うことができている。また、今年度から、保護者や職員の利便性を考慮して、ICTの機能を取り入れている。さらに、園周辺の豊かな自然環境を生かし、食育を中心とした様々な体験を通して、子ども一人ひとりを大切にした保育が実践されている。

加えて、園長は職員一人ひとりの面談やコミュニケーションを大切にしながら、ワークライフバランスに考慮をするなど、働きやすい職場環境づくりに努めている。

○企業主導型保育事業における環境づくり

・様々な勤務体制に対応できるよう土日祝の開設をはじめ、延長保育や終夜保育が利用できる。

○健康面、衛生面への取り組み

・東北大学病院感染管理室と連携しながら、感染症対策への対応を行っている。
・感染症対策を軸に、養護面の手厚い保育を心掛け実施している。

○教育面への取り組み

・発達状況に応じたリトミックや体操を取り入れ、あそびの中で感性を豊かに育む。
・縦割り保育を定期的に行うことで、年長児は下の子への思いやりを、年少児は上の子の模倣を育む。

○地域や学校との交流

・河原や公園へ散歩に出かけ、近所の方々とあいさつを交わしたりしながら交流を図る。
・近隣の高校と手作り玩具の寄贈や、保育インタビュー等を通し交流が図られている。
・東北大学小児看護学学生実習の受け入れを実施している。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年6月1日（契約日） ～ 令和5年10月10日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（令和元年度）

⑤ 第三者評価機関名

株式会社 福祉工房

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○生活リズム改善への取り組み

園では、睡眠と生活リズムが子供たちの成長に大きな影響を与えるとの考えから、園の保育目標に「睡眠と生活リズムの整備を目指すこと」を掲げ、生活リズムの改善に積極的に取り組んでいます。具体的な取り組みとして、保護者との連携を深め、家庭と園の一体性を強化するために「24時間連絡帳」を導入し、生活リズムの改善に取り組んでいます。また、スマートフォンやテレビ、ゲームなどの潜在的な危険性について保護者に啓発活動を行い、良質な睡眠を促進するための指導を提供しています。

○保育の質向上への取り組み

毎朝、園の職員としての基本的姿勢を記載した「アートチャイルドケアの誓い」を唱和し、子どもへの支援の基本を確認してから業務に取り掛かることとしています。定期的な保護者アンケートやクラス懇談会、個別面談を通じて保護者からの意見を収集し、課題と思われるところは指導計画を見直し、必要な改善を行い、利用者の満足度の向上に取り組んでいます。また、職員の専門性向上を促すために、法人本部主催の階層別研修や専門研修、選択制の研修を実施し、園内でも年間の研修計画を策定し実行しています。さらに、新入社員に対して通常の新人研修とは別にメンター制度を導入し、迅速な適応を支援しています。職員は自身の目標を年度や月間で設定し、主任や園長からの進捗確認とアドバイスを受けながら、半期ごとに自己評価を行う仕組みを採用しており、自己の強みと課題を把握し、専門性の向上に向けた指針としています。これらの取り組みにより、保育の品質向上に積極的に取り組んでいます。

◇改善を求められる点

○地域との連携

事業所内保育園は、コロナの影響やその特性からくる制約もあり、現在では地域との連携において積極的な取り組みが出来ていない状況です。中期計画や事業計画書においては地域との連携の強化が強調されていますが、以前行われていた隣接する尚綱学院や宮城一高の生徒との交流は、現在その再開が検討されている途中で、地域住民との連携はほとんど行われていない状況です。事業所内保育園であっても、地域住民との交流は子どもたちの共感力や社会的スキルを発展させる貴重な機会と捉え、また災害時における協力体制の構築を含む面でも、地域との連携を促進していくことが望まれます。将来的には、地域に対する公益的な活動にも取り組むことで、地域社会への貢献が期待されます。

○標準的な実施方法としての保育マニュアルの整理

保育に関する必要なマニュアル類はほぼそろっていますが、必要なものが点在しており、また作成されているものと、作成されていないものが明確となっていない面が見られます。規定やマニュアル類は一括してファイルし、見出しを付け、常に必要な時に迅速に参照できるようにしておくことが期待されます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園から6年目となる今年度。第三者評価を受審する機会に恵まれ、今後の質の高い保育を目指すための運営へ大きな道標となりましたことに感謝申し上げます。

クライアントとの定例会や保護者アンケートを定期的に行うことでご意見やご要望を受け、本部との連携のもと運営の方向性を模索し、改善点について日々考察し、実施に向けての取り組みを行っております。

今回の受審においては、振り返りをもとに職員全員でしっかり取り組んできた事項はきちんと受け止めていただき、改善への事項についてしっかりとご指導をいただきました。この評価を真摯に受け止め、評価していただいた点は更に充実させ、時間を要する課題点は中期計画に盛り込み取り組んでまいります。

これからも園全体の質の向上に繋がるよう運営していくと共に、子どもたちの最善の利益を追求し努力してまいります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

福祉サービス第三者評価結果票 【保育所版】

※ すべての評価項目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※ 評価項目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「子どもの全人格を尊重、生きる力を育む、どう学ぶかを考えられる子どもを育てる」という保育理念と支援に関する基本方針を掲げ、園のパンフレット、ホームページ、入園のしおり、事業計画などに記載しています。保護者には入園時の説明会で、職員には資料の配布と同時に年1回の研修で説明し、理念、方針の徹底を図っています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の東北エリアで毎月開催される園長会及び年2回法人本部で開催される園長会で、社会全体の福祉環境に関する説明を受けています。また、大学病院の総務部門とは毎月1回の定例会が行われ、大学病院における保育環境に関する情報を得ており、得られた情報は職員会議やリーダー会議で職員への伝達が行われています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、園を取り巻く環境や園の職員体制などの現状分析に基づいて、運営面での課題点を明確にしています。法人で開催される東北地区の園長会議では、保育環境や職員体制などを報告し、役員との情報共有が図られています。園における課題や対策は職員会議で職員に周知され、職員全体で共有しながら改善策を検討しています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の中・長期計画は、保育理念や保育方針の実現に向けたビジョンを明確に記載し、具体的な取り組みを含む内容で作成され、園における経営課題の解決策も具体的に記載されており、実施状況の評価可能な形で示しています。中・長期計画は期間の途中でも必要に応じて見直しが行われ、これにより、成果を明確にし、目標達成への着実な進展を図っています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、中・長期の方向性を反映した内容で、安全管理や保護者支援、地域交流などの重点的な取り組みが記載されています。単なる行事計画ではなく、数値目標や具体的な成果などが設定され、実施状況の評価が行える内容となっています。ただし、中・長期計画で掲げている目標に関して、一部事業計画で取り上げられていない課題もあります。したがって、事業計画の見直しの際には、これらの課題も取り上げ、どのように実行していくか示して行くことが期待されます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、前年度の結果を基に、リーダー、主任、園長を中心にして案が作成され、期初の職員会議などで説明し、職員の意見が集約され、これらを積み上げて作成されています。毎月クラスミーティングで進捗状況が確認され、課題達成に向けた議論が行われています。事業計画は現在、職員への説明が行われていますが、資料の配布は行われていません。事業計画の内容を確実に実行していくためにも、配布することが期待されます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、コロナの影響で保護者会が開催されていないため、保護者への配布や詳細な説明が行われていません。事業計画書は玄関にファイルされており、保護者がいつでも閲覧できるようになっていますが、保護者に園の取り組みを知っていただくためには、必要な部分を抜粋して配布することや、連絡アプリ「コドモン」等を通じて説明も行うことが期待されます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価を定期的に受審するとともに、園としての自己評価、職員の自己評価、そして保護者アンケートを年に1回実施し、職員会議で職員全員に課題を確認して、園全体で改善に取り組んでいます。また、改善に向けた取り組みは園としての改善テーマに掲げられており、保育の質の向上を図るための積極的な取り組みが行われています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価や保護者アンケートから明らかになった結果については、園長や主任が分析し、職員会議やクラス会議などを通じて職員間で内容を確認し、課題を共有化する取り組みを行っています。また、課題の改善に向けた取り組み内容は、職員の目標管理や事業計画に記載され、計画的に改善策を実施しています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>期初に園長は保育方針を職員全体に説明しており、保護者に対してもアプリ「コドモン」を通じて保育方針を表明し、具体的な取り組みの内容を説明しています。園における職務内容や職責などが記載された職務分掌や職務分担表が作成され、職員会議で説明され、ファイルに収められ常に確認できるようにされています。災害時における防災マニュアルも作成され、園長を含む各職員の役割が明確となっており、園長不在時には主任が代行することが明示されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長はコンプライアンスに関して、ハラスメントや環境問題を含む研修を法人の東北地区の会議で受講しており、職員には法人本部より動画配信が行われ、職員会議や園内研修を通じて周知が図られています。また、利害関係者との関係は園の規定に従って行われ、適切な関係が保たれています。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年行われる保護者アンケートなどの分析の結果から明らかになる課題を、クラス会議で議論し、改善策を提案しています。クラス会議では、保育実践の振り返りを通じて保育の質の向上について職員間で意見交換を行い、そこで得られた意見を取り入れて改善に取り組んでいます。園長は毎年、日常の保育状況などを参考にし、各クラスの保育内容の質を評価して、園全体の自己評価としてまとめ、教育や研修に活かしています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>園長は職員の就業状況を分析し、各職員の業務の偏りがいないか確認し、実際の状況に基づいて人員配置を調整し、職員の家庭環境にも配慮しながら、業務の効率を向上させるとともに働きやすい職場を作るための努力をしています。また、必要に応じて園長および主任が業務改善の指示を出していますが、今後はリーダー会議などで職員からの提案を積極的に受け入れていくことも期待されます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>職員の育成に関する方針は事業計画に明確に記載されており、目指す保育の実現に向けて必要な人材についても具体的に示されています。翌年の利用者予測に基づいて必要な人員を法人本部に報告し、エリア全体での調整を行っています。専門職として看護師や栄養士などの配置も適切に行い、保育の提供に必要な人員体制を整備しています。また、具体的な人材の確保に関しては、法人の採用担当部門やエリアマネージャーと連携しながら必要に応じて取り組んでいます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「アートチャイルドケアの誓い」は、法人の信条だけでなく、職員に期待される姿勢を示しており、毎朝の始業前に唱和して確認されています。人事評価は年に2回行われ、職員の目標管理をもとに園長による面談が行われ、エリアマネージャーへの報告と、法人による最終評価が行われ、評価結果は園長から各職員にフィードバックされています。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は職員の就業状況を定期的に確認し、主任とともに協同して労務に関する管理を行っています。年2回、職員との個人面談を実施しているほか、職員の様子を見ながら、声かけなどしてコミュニケーションを図り、主に主任を窓口として随時相談対応を行っています。職員の心身のリフレッシュに配慮し、円滑な人間関係を構築できる体制など、職場環境の改善を推進するとともに、福利厚生の実質化にも配慮するなど、職員の定着率向上にも尽力しています。園では、職員の家庭環境にも配慮し、育児や介護をしている職員にはシフト調整などワークライフバランスの実現に向けた取り組みも進めています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「アートチャイルドケアの誓い」に記載された「期待する職員像」に向けて、職員は「自己評価兼研修計画シート」を使って目標を設定しており、毎月園長による進捗の確認が行われています。さらに、年度末の個別面談では年間の課題達成状況を確認し、次年度の新たな自己目標を立てるよう促し、意欲を持って仕事に取り組むよう支援しています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>研修に関する取り組みについて、事業計画に明記し、毎年期初には法人本部や自治体からの情報をもとに、園長が年間の研修計画を作成しています。研修計画は日程、参加人数、講師、研修内容などが詳細に記載され、必要な研修が漏れなく実施されるように取り組んでいます。研修の実施に際しては、園長と主任が担当し、職員全員が受講できるよう、勤務状況を確認しながら進めています。さらに、中・長期的な目標への取り組みを計画に盛り込んで行くことにより、持続的な向上を実現し、園の発展に寄与していくことが期待されます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>園長は年間の研修計画を作成するとともに、各職員の受けるべき研修を定め、主任とともに受講の促進を図っています。当該年度だけでなく各職員の研修の記録を作成することにより、必要な研修が漏れなく受けられるよう取り組んでいくことも期待されます。新入社員に対する研修は本社での集合研修の後、配属された園内で先輩職員による指導（メンター制度）が行われ、効率的な育成が進められています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>コロナ以前は年間で約8名の実習生の受け入れが行われていましたが、コロナの影響により、過去3年間は受け入れが中断されていました。今年度より受け入れを再開し、現在東北大学医学部から看護学生2名の受け入れが予定されています。実習生受け入れマニュアルが作成されており、学校のプログラムに従ってクラスリーダーが指導を行っています。学校の担当教員とも連携し、毎回学校からの教員訪問時には指導内容に関する打ち合わせが行われています。今後、コロナの状況を見ながら継続して受け入れを行っていくことが期待されます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>法人および園のホームページが開設されており、事業の概要や保育理念、保育方針、活動内容などが写真と共に紹介されています。定期的に第三者評価の結果も公表され、受けた苦情に関しても一定条件のもとで公表されることが明記されています。また、事業所内保育所でもあり、園だよりなどは大学病院への配布は行われていますが、地域への配布は行われていません。中・長期計画および事業計画では、地域との交流と連携が重要な課題とされており、今後、地域とどのように連携を図っていくか検討していくことが期待されます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>職務分掌が策定されており、園内での役割と権限が明確に規定されています。また、運営規定には事務や経理などに関するルールが定められており、これに基づいて園の事務や経理処理が遂行されています。さらに、毎年法人本部や児童育成協会、委託元である東北大学病院の経理担当部門からの定期的な監査が実施されています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わりについては、中・長期計画や事業計画に明記されており、現在はコロナの影響で中断していましたが、隣接する尚綱学院や宮城一高の生徒との交流を再開する予定です。また、地区の交通安全協会の方々から子どもたちに交通ルールの指導を受けています。近隣の公園や広瀬川の河原への散歩の際には、出会った方々との挨拶など、社会的なマナーも学んでいます。地域のイベントなどへの参加はコロナの影響もあり行われていませんが、今後、地域との連携をどのように行っていくか検討していくことが期待されます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・(c)
<p><コメント></p> <p>コロナ以前は近隣の高校生によるボランティアの受け入れが行われていましたが、現在は中断しています。事業計画書にはボランティア受け入れに関する記載が一部ありますが、ボランティア受け入れに関する姿勢が明確に示されていない状況です。また、ボランティア受け入れに関するマニュアルも現状では作成されていません。ボランティアを通じて地域との連携を強化するためには、ボランティア受け入れに関する姿勢を明確にし、具体的な受け入れ方針や目的、ボランティアの役割などを記載したガイドラインやマニュアルの作成を検討していくことが期待されます。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	(a) b・c
<p><コメント></p> <p>子ども家庭支援センターや地域療育センター、保健所などの関係機関はリスト化され、職員には周知されており、保護者のニーズに応じて情報提供が行えるよう取り組んでいます。関係機関とは日常的な会議は行われていませんが、必要に応じて連携できる仕組みが整備されています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>事業所内保育所であり大学病院内の保育ニーズに関しては、大学との密接な関係からの確に把握されています。地域の福祉ニーズに関しては、地域との連携が現在のところ積極的には行われていないこともあり、特に把握は行われていません。地域との関係を今後どのように進めていくか検討し、明確にしていくことが期待されます。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・b ㉔
<コメント> 大学病院の保育ニーズに関しては、必要な対応がとられていますが、保育所の位置する地域に対しての活動は現状では特に行われていません。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉕・b・c
<コメント> 「アートチャイルドケアの誓い」をはじめ、保育理念および基本方針では、子どもの尊重が重要視され、職員は定期的な研修や毎日の始業前の唱和などを通じて、この考え方を徹底して実践しています。また、子ども同士がお互いを尊重する心を育むことにも力を入れており、保育方針や全体的な計画には明確にその考えが反映されています。これにより、職員全員が共通の理解を持ち支援にあたっています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a ㉖・c
<コメント> 広々とした部屋やロビーなど、子ども一人一人が快適に過ごせるような環境が整えられており、子どものおむつ替えや着替えといった支援の実施においても、子どものプライバシーを尊重した配慮が行われています。この点は職員の自己評価においても定期的に確認されています。各支援に関する規定の中には、プライバシー保護の精神が貫かれており、子どもたちのプライバシーを大切にする姿勢が反映されています。しかし、個人情報保護マニュアルは作られているもののプライバシー保護に関するマニュアルまでは作成されていません。プライバシー保護を徹底して実行していくためにもプライバシー保護に関するマニュアルなどを作成しておくことが望まれます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a ㉗・c
<コメント> 東北大学病院の事業所内保育所であり、入園希望者には大学の総務部門で情報提供が行われています。園の見学を希望する保護者には園長もしくは主任が対応し説明が行われています。		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育開始にあたっては、入園説明会を実施し、園長が「入園のしおり兼重要事項説明書」を用いて保育内容などについて説明して、保護者の質問に答え、保護者の同意を得ています。説明にあたっては、現物を見せながらわかりやすく説明するなどの工夫をしています。保育内容に変更があった場合は、主に「コドモン」による配信等で周知を図っています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>転園等で利用変更がある場合、大学で定めた手順に沿って対応しています。保育所の変更にあたり、転園先の保育所等から情報提供の依頼があった場合は、保護者の同意を得たうえで、保育の継続性に配慮して引き継ぎを文書で行っています。転園後や卒園後における相談窓口は、主任や園長が担当し、口頭でその旨を保護者等へ説明をしています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は日々の保育の中で、子どもの表情などから、子どもの満足を把握するよう心がけています。年に1回保護者アンケートを実施し、満足度の把握に努め、クラス会議で園の運営や保育に反映するべく全体で検討しています。園では、保護者の意見、要望、苦情等を聞く場として、クラス懇談会や個別相談を開催しています。職員は保護者との意見交換を通じてニーズの収集に努めており、把握した満足度の分析は、リーダー会議の場で共有して改善に向けて園全体で取り組んでいます。検討結果は次年度の取組として保育の改善に活かしています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情対応マニュアルが整備され、苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任と明確に規定されています。第三者委員および大学の窓口も明示され、万全な苦情解決の体制が確立されています。さらに、重要事項説明書にて、入園時に保護者に対して苦情解決の手順を詳細に説明しており、同様の情報を園内に掲示して保護者に周知しています。また、年に1度の保護者アンケートの実施や意見箱の設置など、保護者が意見や苦情を気軽に申し出るための仕組みも整備しています。現段階では、苦情の発生はありませんが、保護者からの意見や苦情が寄せられた場合には、その内容および解決に向けた対応策を苦情記録簿に詳細に記載して保管します。苦情内容に関する検討結果や採られた対応策については、必ず保護者に対してフィードバックを行い、申し出た保護者の了解のもと、適切に公表することとしています。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり兼重要事項説明書」には苦情相談窓口として園内の窓口や法人の窓口などが記載されています。保護者からの相談は必要に応じて相談室が使用され、保護者のプライバシーに配慮して静かな環境で行われています。保護者からの相談に関してはいつでも誰にでも言えることが口頭で伝えられていますが、文章に書き加えておくことも期待されます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、朝夕の送迎の際にはその日の活動や様子を伝え、保護者とのコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことで保護者が相談や意見を述べやすいよう配慮しています。意見箱の設置をしているほか、行事後や毎年のアンケートを実施するなど、保護者の意見を積極的に把握するよう努めています。保護者から相談や意見を受けた際は内容を上長に報告し、リーダー会議で情報を共有し、迅速に対応できるよう努めています。保護者からの意見・要望などを、自分たちの対応等を見直す機会とし、全職員の保育の質の向上につなげています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>事故対応マニュアルが作成され、園長が園におけるリスクマネジメントの責任者となり、園内外の安全管理に努めています。日常の支援におけるヒヤリハットは所定の報告書に記載され、緊急に対応が必要なもの以外は毎週集計し、主任が責任者となりリーダー会議で対応策の検討が行われています。また、定期的に安全対策に関する研修が行われています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育所における感染症対策ガイドライン」などに基づいて、感染症の予防や発生時の対応について明記したマニュアルを作成し、看護師を責任者として管理体制を整備しています。園内研修では、看護師の指導のもと、発生時の対応方法や予防に関して学んでいます。園で感染症が発生した時は、マニュアルに基づいて対応し、必要に応じて関係機関と連携し、適切に対応するための体制を整えています。専用アプリ「コドモン」で全保護者に詳細を報告するとともに、玄関に情報を掲示しています。流行状況などに基づいて、法人でのマニュアルの見直しが行われています。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>防災マニュアルが策定され、園内の防災体制が整備されています。毎月の避難訓練と年2回の消防署参加の総合訓練が実施され、災害発生時に備えた行動計画を確立しています。災害時のアプリを使った安否確認方法も明確に定められ、安全確保に向けた手順が整備されています。食料や日用品の備蓄に関しても、適切な体制が整備されています。食料については、栄養士が責任者として、その他の備蓄品については園長が責任者として、これら備蓄品の管理をしています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>保育に関する標準的な支援に関して、様々なマニュアルが整備されています。これらのマニュアルは、子どもの権利やプライバシーの保護を考慮に入れて作成され、PC内に保存されています。また、印刷された資料はファイルされ、事務所内で保管され、必要な部署にはコピーが提供され、現場で必要な際にいつでも参照できるよう取り組まれています。さらに、マニュアルのファイルには見出しを付けるなどの工夫を行い、必要な情報が迅速に参照できる状態にしておくことも期待されます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育に関する標準的な方法については、社会的な動向や他の保育園での事例などを参考にしながら、法人全体で定期的な見直しを行っています。変更が行われた際には、マニュアルの内容の変更とともに、職員に対してもその変更点が適切に周知されるよう職員会議を通じて共有され、保育スタッフ全体が一貫した情報を得ることができる体制が整備されています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時には担任と主任及び園長により子どもの生育歴などに関する聞き取りを行い、必要に応じて看護師や栄養士も参加して指導計画を作成しています。指導計画には子どもの現在の発達状況と保護者の意向を組み入れて作成しています。ケースによっては仙台市発達支援センター「アーチル」などに助言を依頼し、子どもの状態にあった指導計画の作成も行われています。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の評価と見直しに関して、全体的な計画については年に1回行い、年間指導計画は4期に区切って作成し、2期が終了した後に見直しを行っています。保護者の意向は、日々のコミュニケーションを通じて把握しています。変更を加えた指導計画については、計画表を閲覧し、クラス会議で確認されています。また、指導計画を緊急に変更する必要がある場合は、担任、主任、園長に加えて看護師や栄養士も参加し、話し合いを行って決定しています。月間指導計画に関しては、クラス担任が毎月評価を行い、前月の振り返りを踏まえて次月の指導計画を作成しています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施状況は、統一した様式で記録しており、書き方に差が生じないようにリーダーにより確認されています。個別指導計画等に基づく保育が実施されていることを保育日誌や月間指導計画等で確認しています。毎日のミーティングで必要な情報の伝達を行い、参加していない職員は議事録により情報を確認し共有しています。さらに職員の負担軽減を考慮して、ICT化の検討を加えていくことも期待されます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規定が作成され、職員への定期的な研修が行われています。職員は入社時に個人情報保護に関する誓約書を提出しています。入園時には個人情報の取り扱いに関する資料を使い、保護者への説明を行い、個人情報の保管や廃棄、提供に関する同意を得ています。各子どもの記録はファイルにまとめられ、事務所の鍵付きのロッカーに保管され、園長が責任者となり管理されています。</p>		

評価対象 A 福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
46	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針に基づき、「保育理念」「保育方針」「保育目標」に従って各年齢の発達を踏まえて、園長、主任、リーダーで内容を検討し、作成しています。作成後、全職員に報告して意見をもらい、必要な訂正を加えています。全体的な計画は保育姿勢、年齢ごとの養護、教育、食育など具体的な内容を記載し、社会ルールや地域とのかかわり、安全管理なども記載されています。年度末に園長、主任、リーダーにより見直しを行い、必要な改善を加え次年度につなげています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
47	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>各保育室には温度計や湿度計などを設置し、適切な保育環境を整備しています。衛生管理に関するマニュアルに従って、保育室、手洗い場、トイレなどの清掃と消毒作業を職員が交代で行っています。また、発達状況や子どもの興味・関心に合わせて、遊具や家具の配置に工夫を凝らしています。環境づくりにおいては、子どもの気持ちを安定させ、落ち着いて遊べるような工夫が行われ、パーテーションの設置やコーナーの活用によって、子どもたちが入り込めるスペースを作っています。トイレや手洗い場も明るく清潔であり、子どもたちが利用しやすいよう、手洗いの方法をイラストで示すなどの取り組みも行っています。</p>		

48	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で発達状況や家庭環境から生じる生活リズムの違いなど、個人差も含めて一人ひとりを尊重する保育をおこなっています。子どもの思いを受容しながら、信頼関係を深めていき、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう配慮しています。自分の気持ちを表現する力が十分でない子どもに対しては、子どもの目線で声かけを行いながら、表情やしぐさから思いをくみ取るよう心がけています。子どもが自分の気持ちをありのまま言えるような配慮など、職員間の共通認識として子ども一人ひとりの状況に応じた保育を行えるよう心がけています。子どもに話しかけるとときには、わかりやすい言葉でおだやかに話すこと、声の大きさや口調に留意することを周知しています。子どもを注意する際は、子どもの頭越しに大きな声を出さないように、「だめ」などの制止の言葉の代わりに、見守りながら子ども自身に考えさせる声掛けを工夫しています。</p>		
49	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の保育目標に「睡眠と生活リズムを整えることを目指す・・・」を掲げ、正しい睡眠により子どもの生活リズムを整えることを目的に、連絡帳には24時間記録として子どもたちの生活リズムの記録を行い、基本的な生活リズムを保った生活習慣が身につくよう支援しています。また、基本的な生活習慣の獲得に関しては、一人ひとりの発達段階に合わせて、個別のタイミングで無理のない方法で取り組んでいます。まず、子ども自身が自分でできる意欲を大切に、例えば衣服の着脱の練習などでは、子どもの取り組む気持ちを支えながら見守り、成功体験を得られるように配慮しています。</p>		
50	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちの年齢や発達に応じて自主的、自発的に遊べるように絵本やおもちゃを自分で取り出せるように用意しています。また、一斉保育の遊びだけではなく、自由遊びの時間を設け、コーナー遊びで子どもたちが自主的、自発的に遊べる環境を整えるよう予定しています。戸外活動では、ルールのある「ごっこ遊び」などで十分に体を動かし、散策や落ち葉拾いなどで自然にも触れ、楽しめるよう援助しています。生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう集団遊びを取り入れています。保育士は、子どもたちが話し合う機会を作り、話し合いから子どもが友だちと協同して活動できるよう援助しています。戸外活動は、近隣の河川敷や公園に散歩に出かけ、季節の自然に触れる機会を作り、落ち葉や木の実などを持ち帰って制作に活かしています。コロナの影響もあり、隣接する高校の生徒などを除き、地域の方との触れ合いが比較的少ない状況です。社会性を身に着けるためにも、地域の方と触れ合う機会を増やしていくことが期待されます。</p>		

51	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちの興味や関心、発達段階に合わせて、絵本や玩具などのアイテムを手の届くところに用意し、保育室の環境を調整して楽しい時間を提供しています。年間を通じて、同じ職員が担当する保育担当制を導入し、子どもたちが安心して愛着を持ち、信頼関係を築くことを目指しています。職員は、子どもたちの表情や言葉を敏感に受け止め、優しい声でコミュニケーションを取り、子どもたちの表情や態度から意思を理解しようとする姿勢を持っています。また、0歳児にとって興味深い環境を提供するため、リトミックの実施や玩具の入れ替えを発達過程に合わせて行い、興味や関心を引き出す生活や遊びの機会を創出しています。家庭との連携を大切にし、子どもたちの生活リズムを詳細に理解するため、送迎時の観察や24時間連絡ノートなどを通じて保護者と情報を共有する努力を行っています。</p>		
52	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちの自分で行いたい気持ちを尊重しながら、その様子を見守り、達成感を共感しながら励ますことに重点をおいています。子どもたちが「できた」という気持ちを感じ、その意欲を育てていくための支援を心がけています。戸外活動では、公園での落ち葉拾いや昆虫観察などの探索活動を楽しんでいます。保育室内では、可動ボックスなどを使用したコーナーや机上の玩具などを通じて、自発的な遊びを選択できる環境を提供しています。子どもたちの自我が芽生える中で、保育士は本人の気持ちを尊重し、関わりを持つことを心がけています。友だちとの関わりが増える段階では、保育士が声をかけて一緒に遊ぶことを支援し、関係が複雑になる際には、子どもたちの気持ちを理解し、代弁しながら適切に見守る役割を果たしています。異年齢保育の場では、年齢の違う子どもたちがお互いに学び合う機会を提供し、年上の子どもたちの振る舞いをまねることで遊びの幅を広げています。こうしたアプローチにより、子どもたちが自分自身を肯定し、他者との関わりを楽しみながら成長していけるよう支援しています。</p>		
53	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳児クラスは、集団活動の中で様々な遊びを選んで経験し、友達と上手くかかわれなかった場合、保育士が気持ちを引き出しながら、相手の気持ちを理解できるようにしています。4歳児には、他者との関わりがうまく持てるように、一人ひとりの話をじっくり聞く環境をつくり、話を聞いてもらえる喜びを感じられるようにするとともに、相手の話を聞く大切さに気付けるようにしています。5歳児は、就学を意識しグループで活動する中で意見を出し合いながら遊びを工夫し、友だちとのつながりを深められるようにしています。保護者には、行事を通して子どもたちの成長の様子を見てもらっています。</p>		

54	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント> 対象外 現在障害児の受け入れを行っていないため。</p>		
55	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント> 長時間保育においては、職員がスキンシップを大切にし、家庭的な雰囲気の中でおだやかに過ごせるよう配慮しています。延長保育の時間帯には異年齢の子どもたちが一緒に遊んだり、個々に好きな遊びを楽しむことができるよう工夫しています。降園のタイミングや保護者の希望に合わせて、夕食や軽食を提供しています。また、引継ぎノートを活用して、子どもたちの状況について保育士間で適切な情報共有を行っています。遅番担当の際には、保護者から受けた内容をクラスのノートと日課表に記録し、翌朝担任が確認できるようにしています。</p>		
56	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント> 昼寝がなくても適切な睡眠を確保する生活リズムを育む取り組みを行っています。また、スマートフォンやテレビ、ゲームなどの潜在的な危険性について保護者に啓発するための情報提供も行うなど、就学に向けて家庭との連携強化に取り組み、子どもたちが小学校での新しい生活に適應できるよう、コロナ禍で一時中断していた小学校見学の計画を進めています。就学にあたって保育所児童保育要録を担当者が記入し、主任の確認、園長の承認を得てから、小学校へ提出されています。現在、小学校とは連携面において十分ではない部分も伺えるため、今後はより積極的な協力関係を築いていくことが期待されます。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
57	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルと年間の保健計画を整備し、子どもの健康状態を適切に把握できるよう取り組んでいます。子どもが登園する際に健康状態に関する情報が保護者から提供された場合、職員間で健康記録への記入などの方法を通じて伝達・共有し、日中に発生するケガや体調不良などについても、遅番の保育士に適切に伝達されるよう努め、保護者への連絡漏れを防止しています。既往症や予防接種の状況など、子どもの健康に関連する重要な情報は、保護者からの提供を通じて入園時に適切に収集されています。乳幼児突然死症候群（SIDS）予防に関しては、園外研修に参加し、重大事故の防止策として、0歳児は5分ごと、1・2歳児は10分ごとに呼吸確認を行い、その記録をチェック表に記録しています。</p>		

58	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断は年2回、歯科検診は年1回行われ、結果は記録表に記載して保護者に連絡しています。健康診断の結果や歯科検診の結果は健康記録に記載し、職員間で共有し、個別計画に反映させています。</p>		
59	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>厚生労働省の「保育所におけるアレルギーガイドライン」に基づき、園でのアレルギー対応マニュアルが作成され、これに沿った対応が行われています。アレルギーのある子どもに関しては、入園時に医師による生活管理指導票の提出を依頼し、除去食の提供を行っています。除去食は食器やトレイを色分けし、調理員と職員による数回の確認が行われ、全体の中で孤独感が生じない範囲でテーブルも分けて提供されています。アレルギー関連の緊急時対応に関する研修も定期的に行われています。</p>		
A-1-(4) 食事		
60	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>食に関する豊かな経験ができるよう、年間食育計画に年齢や季節に応じた食育の具体的な取り組み内容が記載されています。食べ物に関心を持ってもらうため栽培活動に力を入れ、プランターで育てた野菜や自分たちで下ごしらえをした野菜を食材として使い、苦手な野菜でも口にできるような取り組みを行っています。食育では、季節の食材に触れ、クッキングなどを行い、栄養士と保育士は連携して子どもが食に興味・関心を持てるよう取り組んでいます。</p>		
61	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの成長段階や状態を考慮しながら、食事の提供や調理方法に工夫をしています。栄養士は各クラスを巡回し、子どもたちの食事の様子を観察し、食事量や好みなどを把握しながら、コミュニケーションを通じて食材についての情報を共有し、意見や感想を聞いて、提供する食事の改善を行っています。また、残食の調査結果を記録し、給食会議で子どもたちの食事状況について話し合い、法人本部と連携して献立の改善に取り組んでいます。旬の食材を多く活用し、クリスマスなど季節ごとの行事に合わせた特別なメニューを提供することで、季節感のある献立を提供しています。さらに、全国の郷土料理を献立に取り入れることで、地方の文化に触れる機会を提供しています。これによって、子どもたちが食を通じて地方の特色や伝統に触れ、豊かな食の体験を得られるように工夫しています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
62	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>0～2歳児クラスは連絡帳やアプリ「コドモン」で、3歳児以上はアプリ「コドモン」で家庭との日常的な情報交換を行っています。年2回のクラス懇談会や年1回の個人面談を通じて、子どもたちの楽しみや成長の様子を保護者に披露する機会を設けています。また、保護者の方々からの要望に応じて、随時面談を行い、質問や懸念事項に対するサポートを提供しています。必要に応じて、主任や園長も同席して面談を行うことで、より詳細な情報や支援を提供しています。保護者との信頼関係を築くため、日々の送迎時において保護者とのコミュニケーションを大切に、気軽に相談できる雰囲気を作成しています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
63	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>職員は保護者の家庭の状況などにも配慮して保護者の気持ちに寄り添い、小さな悩み事などについてもていねいに傾聴し、一緒に考える姿勢で対応して信頼関係を構築しています。保護者の希望があれば、いつでも時間を設けて相談に応じる体制としており、相談内容によって園長や主任が対応することもあります。必要に応じて相談のために静かに話せる部屋を準備するなどプライバシーへの配慮をしています。保育所の特性を生かした子育てのアドバイスや支援を行うことで、保護者の方々の子育てをサポートしています。受けた相談内容は個別の面談記録として残し、継続的な支援を提供できるよう取り組んでいます。</p>		
64	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアルが作成され、職員は定期的に虐待に関する研修を受講し、虐待の防止に努めています。職員は、日常より子どもたちの心身の状態に気を配りながら、登園時や保育中に注意深く観察を行い、子どもへの虐待の兆候を見逃さないように努力しています。虐待の可能性や疑いがある場合、職員はただちにその情報を園長に報告し、必要に応じて大学など関係機関に報告し、適切な対応を検討することとしています。保護者との信頼関係を築くため、職員は日頃から保護者が困った時に相談しやすい環境づくりに取り組んでいます。これにより、予防的な精神面の援助を提供し、保護者のニーズに対応できるよう努めています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
65	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返りを行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は毎年、自己評価を行い、自身の保育活動を振り返り、改善すべき課題を明確に把握しています。自己評価の際には、子どもたちの活動やその成果だけでなく、取り組んだプロセスにも注意を払っています。このような総合的な視点から自己評価を行うことで、自己成長のための指針を見つけています。自己評価をもとに、園長との個別面談が行われ、園長からアドバイスを受けることで、自身の保育の質を向上させるための方向性を見つけています。また、目標管理も行われており、職員は年間目標と毎月の目標を設定し、専門性の向上に努めています。これらにより職員は、子どもたちへのより質の高い保育を提供できるよう取り組んでいます。</p>		